

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）6

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43782

41
9
28

41
9
27

枝村課長がハレン冬多事官会談

北米局長 21-
参事官
北米課長

秘
無期限

枝村北米課長から、米参事官会議
(文急を和けた気象観測問題)

4/9/27
米急

9月27日午前、他用を以て、米参事官と米大使館参事官に対し、枝村課長より文急を和けた

気象観測問題に關して、我方より、9月10日(別添)と手交した。

我方の合圖10月10日は、之を氣象庁より通報せられた
文急通報の接収状況の案照と改善を要望と記述した。

このため、米参事官は、条件を早速米海軍側に転達
せられた。

なお、同参事官は、之を通報せられた米側10月10日の
案照と氣象庁の案照との隔差について、氣象庁の2月7日

シットル、海軍省に送付済

米、從來、在府中米空軍であり、横須賀にある米海軍との
接触の頻りにして、あるいは問題の鍵があるとも知らぬ

いと述べて。

秘
無期限

条約局長
法規課長
北米局長
参事官
北米課長

沖繩における裁判移送事件
10月28日ザハール参事官との合談
1954.10.28
北米課長

在米大使館ザハール参事官は、9月28日午後、松村を来訪し、沖繩における裁判移送問題について要旨を語り合った。

(1) 民政府裁判所の構成を了し、本件に閣下審理を10月5日から開始するに決した。原告、被告に対し7日前に予告を与える必要があるが、本9月28日夕刻通知書が發送され予定である。USCARは、本件について特別の審理を行うとは行かないと思われ、通知書が出れば一般にも知られることになる。

GA-8

外務省

1954

と思われ、日本政府の本件に対する関心は、事前にお知らせする。

(2) 米政府としては、本件を種々の角度から充分慎重に検討した。高等弁務官布告の有效、無効の問題をUSCARの権限内にとどめることは絶対的の要請であり、~~米~~ 高等弁務官の命令を撤回するとは、容易ならぬことであるが、民政府裁判所(移送命令に依り)による審理を開始するに決したとある。これは、米内閣の報告レギュレーションで決定されたことと了解する。さらに、今回の措置は、GRJの裁判権を移譲するとは、或いは、GRJに對する司法権を合意権限移譲の方針を変更するに意味がある。

GA-8

外務省

存文は、米内閣事務 No. 10877

乙"を"ニ"と"を"認"言"した"。"
 (3) 合用) 民政部裁判所を構成する3名の
 判事は、"それ"も"沖繩外(支那日本)から"招請
 された civilian employees of the army
 であり、法律専門家である。したがって
 民政部裁判所は、高等官事務官の"力"を"他
 府"中の"政治的"考慮を"離れ"て、公正な"審理"を
 行う"こと"を"期待"し"得"る。判決"を"結"果"は、
 合用"の"裁判"移送"決定"が、沖繩住民"の"
 利益"を"override"する"こと"に"な"された"こと"が、
 乙"ニ"と"を"明"示"した"こと"である。"
 又、"貴"方"は、"日本"政府"と"して"は、"正式"に"移送
 命令"の"撤回"を"要"請"した"こと"が、"部長"官"の
 訪"沖"の"機会"に"固"く"要"望"した"結果"である。

結局、移送命令が撤回されたことになった
 ことには、"乙"は"必ずしも" happy "では"ない"が、
 某側"が"合用"の"措置"をと"る"に至"る"理由"は、
 解"し"得"る。事前"の"通報"を"感謝"する"と
 述べ、"貴"方"事件"に"ついて"は、"佐藤"総"理"大臣
 へ"表示"されて"いる"こと"が、"た"だ"今"の"通報"は、
 副"総"理"大臣"へ"送"る"こと"と"して"述"べて
 した。"
 又、"先"方"は、"10月5日"に"予定"されて"いる"衆議
 院"常務"委員会"への"訪"沖"が、"10月4日"に
 予定"されて"いる"こと"が、"^{総"理"へ"の}訪"日"と"事件"の"関係"に"ついて"は、"懸念"を
 表明"して"いた"こと"が、"貴"方"は、"訪"沖"の"機会"に"乙"
 へ、"上司"とも"話"した"上、"意見"があれば、"速"に"結
 果"を"述"べて"お"いた。